

# 令和2年度 商店街アイデア実現プロジェクト事業 公募要領

京都府では、商店街を舞台に実現したいアイデア（企画）を募集しています。  
京都府が、アイデアを実施する場となる商店街とのマッチングを行い、アイデアを実現していただく事業です。

## 1 事業の目的

商店街の賑わいづくりを進めるとともに、外部の団体やグループと商店街の新たな関係づくりを推進することを目的としています。

## 2 事業の流れ

### ① 団体・グループからアイデア（企画）を募集

- ・ 団体・グループから「様式1」を提出

※応募期間

令和2年3月23日（月）～令和2年4月23日（木）

### ② 応募されたアイデアを、京都府のホームページ等で提示し、実施場所となる商店街を募集

- ・ 商店街から「様式2」を提出

### ③ 団体・グループと商店街を京都府がマッチング

- ・ 商店街からの応募結果を、府から団体・グループへ通知し、実施の意向を確認します。（複数商店街から応募がある場合は、実施希望商店街を確認）  
府から、候補商店街へ意向を伝えますので、団体・グループと商店街とで、アイデア実現に向けて詳細を協議いただき、事業実施の合意に至った時点で、「実施合意書（様式3）」を提出してください。

### ④ 両者の協力により事業を実施（令和3年3月31日までに完了）

- ※ 商店街とのマッチングが成立しなければ、補助金は交付されません。
- ※ 予算の範囲内で採択しますので希望に添えない場合があります。

### 3 対象となる団体・グループ

商店街の活性化につながるアイデアを持つ団体・グループ（構成員3人以上）

※ 法人・任意団体は問いません。ただし、定款（または、規約・会則）を有しており、代表者が明確で適切な経理処理ができる団体である必要があります。

※ また、以下の団体・グループは対象外とします。

- ・ 代表者が18歳未満の団体
- ・ 暴力団員又は暴力団密接関係者が関与する団体
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体

### 4 募集するアイデア

団体・グループが主体となって実施するもので、商店街のにぎわい創出や来街者の増加が見込まれるなど、商店街振興につながる取組

例)・商店街を舞台として音楽ライブを行う学生グループ

- ・ 大道芸を披露するパフォーマンスグループ
- ・ 空き店舗を会場に映画上映が可能な映画配給会社

※ 自社商品やサービスの提供など営利だけの目的で実施される事業は対象外となります。

※ アイデアの内容によっては実施場所となる商店街の募集を行わない場合があります。

### 5 補助対象経費

【補助率】 3 / 4 （ただし 1 団体あたり 20 万円を上限 とする。）

科目	例	留意事項
人件費	団体・グループの構成員に対するもの	団体・グループの構成員に対するものは、構成員1名あたり1年間で5万円以内
報償費	講師への謝金	単価の上限：1時間あたり1万円、1日当たり5万円
旅費	団体・グループ構成員の旅費 講師等旅費	鉄道、バス等の移動に係る実費相当額
消耗品費	事務用品等	耐用年数が1年以下のもの
印刷製本費	チラシ・パンフレットの作成 会議資料の印刷費	

役務費	事業実施のための短期・臨時のアルバイト代	時給1千円、1日あたり8千円／人を上限とする。
通信運搬費	郵便代、機材の運搬料	
広告料	新聞折込手数料、広告掲載費	
使用料・賃借料	会場借上料、空き店舗賃借料、機器等借上料	店舗等賃借料にあつては、6箇月間を限度とする。
委託料	専門的な業務などの委託に要する経費	総事業費の1/2以内であること

※ 全ての支払いは年度内に（令和3年3月31日まで）完了する必要があります。

#### 【対象とならない経費の例】

- ・ 団体・グループの運営に必要な経常的な経費（電話代、光熱水費、ガソリン代など経常的な固定費と区分ができない経費も含む。）
- ・ 個人給付的な経費（抽選会の景品や参加賞等）
- ・ 仕入れに係る経費
- ・ 飲食・接待費
- ・ 備品購入費（耐用年数が1年を超える比較的長期の使用に耐えるものをいう。）  
事業の実施に必要な場合、レンタル・リースにより対応してください。

## 6 応募方法

申請書（様式1）に必要事項を記載の上、下記まで提出してください。

【提出方法】 電子メール 又は 郵送

【提出先】

e-mail: shotengai-c@pref.kyoto.lg.jp

郵送先: 〒600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター304号室

京都府中小企業総合支援課 商店街創生センター

商店街アイデア実現プロジェクト事業担当 宛

※提出後、電話による到着確認をお願いします。

【問合せ先】 電話：075-342-0303 （担当 松本）

## 7 マッチング後の手続き

(1) 商店街と事業の詳細を協議の上、以下の書類を提出してください。

- 商店街との合意書（様式3）
- 交付申請書（マッチング後に送付します）

(2) 事業完了後（全ての支払い終了後）は、以下の書類を提出してください。

- 実績報告書（事業完了後20日以内又は令和3年4月10日のいずれか早い日まで）  
別途、実施した商店街からも効果報告書を提出いただきます。
- 添付資料

領収書等経費の支出を確認できるもの（領収書等実施事業の状況がわかるもの）

イベントの写真、チラシ・ポスターなどの成果物など、実施事業の状況がわかるもの

(3) 実績報告書及び商店街から提出された効果報告書の内容を検査後、補助金の額の確定・精算を行います。

## 8 その他

京都府は事業の実施合意までのマッチングを行います。合意後は、商店街との協議の上、事業を進めていただくこととなります。

なお、商店街との間に生じたトラブルについて、府は責任を負いかねますのであらかじめ御了承ください。